

新冠町立国保診療所からのお知らせ

～4月から医師3名体制となります～

4月から、新しく2名の内科医師が着任しますのでご紹介いたします。
 なお、診療所では新たに2名の医師が着任し、内科医師3名体制となることから、4月以降の内科における診療体制を次のとおり変更いたします。
 ①午前中の内科診療を1名診察体制から2名診察体制とし、待ち時間の解消など利用しやすい体制にします。
 ②午後からの内科診療は、一部休診対応としていましたが、平日の全ての曜日の診療を再開いたします。
 これからも多くの町民の皆さんのご利用を心からお待ちしております。
 ●問い合わせ先 新冠町立国民健康保険診療所 ☎0146・47・2411

野崎 博（のざき ひろし）

先生からのコメント：

今まで内科・小児科医として地域医療に携わってきた経験を生かして、新冠町の医療に微力ながらお手伝いできればと思っています。よろしく願いいたします。



服部 晃好（はっとり あきよし）

先生からのコメント：

これまで道内各地でライマリケアに関わってきました。住民の皆さんの健康に関わる問題について何でも相談いただける『身近なかかりつけ医』を目指しています。お気軽にご相談ください。



内閣府「一日前プロジェクト」エピソード No. 7

高校生を話し相手に笑顔のおばあちゃん ～集落総出でボランティア～

被災した集落では、そこに住む人たちが総動員で水害のあと片づけをやりました。家がどっぷり水に浸かっているのに、毎日毎日救援物資を配る手伝いをしてくれたおばあちゃんもいました。配って歩いているから、自分の家に救援物資が来たときに受け取る人がいなかったというおまけ付きでね。

中学生、高校生も手伝ってくれました。「もう、あんたら一緒にお茶飲もうや!」と言って、高校生とお茶を飲んでいるおばあちゃんが一番嬉しそうでした。私たちが泥かきするよりもずっと。やっぱり、しゃべ

りたかったんです。

命はかろうじて助かったものの、家中泥だらけになって何から手をつけたら良いかもわからず不安がいっぱい。そんな時、孫みたいな高校生と話をするだけで、すごくホッとしたんだと思います。（岩国市 40代 女性）



「一日前プロジェクト」とは、地震や水害・雪害などの自然災害で被災した方々や災害対応の経験をもつ方から、色々なお話を聞かせていただき、小さなエピソード（物語）として取りまとめる活動です。

こうしたエピソードをとりまとめることで、災害をイメージし、自分のこととして感じてもらうことにより、明日起きるかもしれない災害に、今日（一日前）から備えていただくことを目的としています。

●問い合わせ先 総務企画課まちづくりグループ防災係 ☎0146・47・2498

役場からのお知らせ

— Niikappu Town Office Information —

その1

平成26年4月1日から

使用済み小型家電のボックス回収が始まります

電気や電池で動く小型家電には、金、銀、銅などの貴重な資源がたくさん含まれていますが、これまでは「もえないごみ」などとして処分されてきました。

町では、平成26年4月1日から、皆さんのご家庭で不用となった携帯電話やゲーム機などの小型家電をリサイクルするため、町内2ヶ所に回収ボックスを設置することとなりましたので、循環型社会の形成のため、皆さんのご協力をお願いします。

町で回収する使用済み小型家電は、資源性などから国が指定する16分類の特定品目とし、回収ボックスの投入口に入るもの（縦30cm×横30cm以内）とします。

回収ボックスは、役場庁舎1階正面玄関とレ・コード館正面玄関に設置します。なお、個人情報などが含まれるものについては、あらかじめデータの削除をお願いします

回収の内容については、3月28日に配布する「町政事務委託文書」にて、詳細をお知らせします。

- 回収する使用済み小型家電：
 - ・携帯電話、PHS 端末、パソコン
 - ・電話機、ファクシミリ、ラジオ
 - ・デジタルカメラ、フィルムカメラ・ビデオカメラ
 - ・DVD・BD プレイヤー、レコーダー、CD・デジタルオーディオプレーヤーなどの録音・再生装置
 - ・ハードディスク、USB メモリー、カードメモリーなどの補助記憶装置
 - ・電子書籍端末、電子辞典、電卓、ゲーム機
 - ・電子血圧計、電子体温計、懐中電灯、時計
 - ・ドライヤー、電気カミソリ
 - ・カーナビ、カーステレオなどのカー用品
 - ・リモコン・マウス・AC アダプタ、ケーブル、充電器などの上記品目の付属品
- 問い合わせ先
 - 町民生活課町民生活グループ環境衛生係
 - ☎0146・47・2112

70～74歳の被保険者に係る医療費窓口負担見直し

《見直しの趣旨について》

70歳から74歳の方の窓口負担は、法律上2割となっていますが、特例措置でこれまで1割負担とされてきました。平成26年度から、より公平な仕組みとするため、この特例措置が見直されることとなりました。

見直しに当たっては、高齢の方の生活に大きな影響が生じることのないよう、平成26年4月2日以降70歳の誕生日を迎える方から段階的に実施されることとなりました。

見直しの内容については、次のとおりです。

《見直し内容について》

○平成26年4月2日以降に70歳の誕生日を迎える方（誕生日が昭和19年4月2日以降の方）
 ⇒70歳の誕生月の翌月診療から、窓口負担が2割

- になります。なお、一定の所得がある方は、これまでどおり3割負担となります。
- 窓口負担には毎月の負担上限額が定められていますが、70歳から2割負担となる方は、69歳までと比べて上限額が下がります。
- ○平成26年4月1日までに70歳の誕生日を迎えた方（誕生日が昭和19年4月1日までの方）
- ・平成26年4月以降も医療費の窓口負担は1割のまま変わりません。なお、一定の所得がある方は、これまでどおり3割負担です。
- 窓口負担の毎月の負担上限額も変わりません。
- ● 問い合わせ先
 - 保健福祉課保健福祉グループ国保・後期高齢者医療係
 - ☎0146・47・2113